

事 務 連 絡  
平成17年11月29日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

### モニタリング検査の強化について

平成17年度輸入食品等モニタリング計画の実施については、平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号により通知しているところですが、今般、検疫所のモニタリング検査の結果、グアテマラ産生鮮コーヒー豆において食品衛生法違反の事例があったことから、本日以降輸入される下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、下記の検査項目に係るモニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

### 記

1 対象食品  
グアテマラ産生鮮コーヒー豆

2 検査項目  
残留農薬

#### (参 考) 違反事例

1. 品 名：生鮮コーヒー豆
2. 生産国：グアテマラ
3. 検査結果：シペルメトリン 0.16ppm 検出
4. 検 疫 所：神戸検疫所食品監視第二課

(届出受付番号：第67004304760号1欄)